

利益処分の承認について

1 利益処分の承認に係る法的根拠

- 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、設立団体の長の承認（以下「経営努力認定」という。）を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画に定める「剰余金の使途」に充てることことができる。
（地方独立行政法人法第40条第1項、第3項）
- 設立団体の長は、利益処分の承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。（同法第40条第5項）

2 経営努力認定の基準

公立大学法人和歌山県立医科大学における経営努力認定については、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年3月24日総務省告示第221号）に基づき、以下の基準により判断する。

- (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益
- (2) 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合に、その結果発生したもの
- (3) その他、地方独立行政法人において経営努力によることを立証したもの

3 利益処分の承認（案）

（単位：円）

I	当期未処分利益		340,760,398
	当期総利益	340,760,398	
II	利益処分類		
	地方独立行政法人法第40条第3項 により設立団体の長が承認する額		
	教育・研究及び医療の質向上及び 組織運営改善積立金（目的積立金）	<u>340,760,398</u>	<u>340,760,398</u>